**長野市都市公園　施設設置許可申請書**

申請先　　長野市長

＊太枠内を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日  　　　　〒　　　　－  住 所  申請者 団体名  代表者　役職  　氏名  担当者氏名  連絡先　　　　（電話）　　　　　　－  　次のとおり、都市公園法第5条第2項の規定による都市公園施設設置の許可を受けたいので申請します。 | | | | | | | | | |
| 設 置 公 園 名 |  | | | | | | | | |
| 設 置 の 目 的 |  | | | | | | | | |
| 設 置 の 期 間 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 （　　　） ～ 令和　　　　年　　　　月　　　　日 （　　　） | | | | | | | | |
| 設置する工作物その他物件又は施設の名称及び構造 | 物件種別 | | 構造 | | 長さ　(m) | | 幅　(m) | | 面積　(㎡) |
|  | |  | |  | |  | |  |
|  | |  | |  | |  | |  |
|  | |  | |  | |  | |  |
| 管 理 の 方 法 | 申請者が責任を持って管理する。 | | | | | | | | |
| 工事実施の方法 | □申請者において設置　　　□請　負　　　□委　託 | | | | | | | | |
| 工 事 の 期 間 | 設置工事 | 日間 | | 撤去工事 | | 日間 | |  | |
| 公園の復旧方法 | 申請者において清掃後、原状に復する。 | | | | | | | | |
| 添 付 書 類 等 | □位置図 □平面図 □占用面積求積図 □構造図 □縦断図 □横断図 | | | | | | | | |

市処理欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付 | 起案日 | 令和　　年　　月　　日 | | 公開区分 | | 部分公開 | | | 情報公開条例第7条第2号・3号 | | |
|  | 決裁日 | 令和　　年　　月　　日 | | 許可番号 | | 長野市指令　　公園第　　　　　号 | | | | | |
| 主　務 | 係 | 係　長 | | 補　佐 | | | 課　長 | | | 部　長 |
|  |  |  | |  | | |  | | |  |
| 本件は、都市公園法第2条第2項第　　号に該当し、公園管理者以外の者が設置及び管理することが望ましい施設と認められるため、別紙のとおり許可したい。 | | | | | | | 使用料 | | | 有料　　　　　　円　・　減免 | |
| 算出式 | | |  | |

**公園管理者以外が都市公園に公園施設を設置することについて**

１　公園施設の定義について

都市公園法第２条第２項

この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

1. 園路及び広場
2. 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
3. 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
4. ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
5. 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
6. 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
7. 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
8. 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
9. 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

２　公園管理者以外の者による公園施設の設置について

都市公園法第５条第１項

第２条の３の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）は、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。

都市公園法第５条第３項

公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、１０年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

３　その他公園管理者以外の者の公園施設の設置基準について

　施設設置後の管理責任

* 施設設置後の管理は設置者が行うこと
* 施設の管理者は、継続的な管理が可能な個人又は団体であること
* 記念碑その他これらに類するものを設置する場合の基準は「歴史上又は学術上価値の高いもの」（法施行令第4条第5項）とし、以下の条件を満たすものであることが必要
  + 歴史上、学術上の意味を文献等で明らかにすること
  + 設置しようとする公園地域との関連性があり、設置することが地域、公園利用者にとって有意義と判断できるもの

４　標準事務処理期間

* 申請書の事務処理、許可書の発送までに概ね1週間程度かかりますので、申請は期間を見込み早期にお願いします。